

タクシー関連法を一部改正する法律ならびにその附帯決議の早期履行を求める請願

衆議院議長 町村 信孝 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿

取扱い団体 **ハイタクフォーラム**
(全自交労連、交通労連ハイタク部会、私鉄総連ハイタク協議会)

請 願 趣 旨

昨年1月27日、標記改正法が施行されたことにより全国155の営業地域で、タクシー地域協議会の意見を経て、4月1日より消費税増税分を含めた公定幅運賃の適用が始まりました。改正法までの旧「タクシー適正化・活性化特別措置法」で指定されていた特定地域が、改正法のもと全てを準特定地域とし、その後の作業で特定地域指定要件が公表され、昨夏頃には国土交通省から大臣認可を受けたうえで順次、新たな特定地域が指定されることとなっていました。しかし、改正法施行から1年が経過しても特定地域指定はなされませんでした。

この改正法の趣旨・目的は、劣悪化して久しいハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善を根拠として運賃・台数の適正化と、そのことにより運転者年齢構成の若年化をはかることによる活性化に寄与し、しいては利用者へのサービス・利便性を向上させるというものです。その趣旨・目的を理解した与野党衆参国會議員の圧倒的賛成多数で可決成立させたこの改正法を、ほとんど現場に反映させることなく、実効性に疑念を抱かせる国土交通省の取り組みには、強い憤懣を抱かざるを得ません。

また同時に、政府の規制改革会議から国土交通省に対して、特定地域指定にあたっての恣意的な干渉がありました。その内容は特定地域指定にあたっては、現行の準特定地域車両総数の半分以上の車両数に抑えたうえで地域を限定すること、という耳目を疑うような内容となっています。国民主権の民主主義国家といわれる日本で、選挙により国民の代表に選ばれた衆参国會議員が立法府で、業界の維持、発展を期するため成立させた法律ならびにその附帯決議を、時の政権が恣意的に人選した人たちで構成する「規制改革会議」が介入し、監督行政や業界を混乱に陥れる言動は断じて許せるものではありません。

ハイヤー・タクシーで働く労働者は、競争政策の中で13年間過酷な生活を強いられてきました。地域公共交通であるタクシーにおいては、特異な産業形態や賃金構造などからみても、競争原理からなる規制緩和がそぐわないのは充分証明されています。

私たちハイタクフォーラムは、これ以上改正法の不作為や緩行を繰り返さず、業界の維持・健全化、しいては利用者の公共の福祉・利便のため肅々と法に則り、ハイヤー・タクシーで働く労働者の労働条件改善を早急に進展させる環境作りを強く要請するものです。

請 願 事 項

タクシー関連法を一部改正する法律ならびにその附帯決議の早期履行を求めます

- 1 全ての地域協議会で、適宜協議会開催ができること。
- 2 準特定地域ならびに特定地域の指定基準の中に営業区域の人口制限を入れず、また、日車営収に代わって労働者の平均賃金を基準にすること。
- 3 労働者の平均賃金が下降した場合は、新たに準特定地域もしくは特定地域に指定すること。
- 4 消費税増税後の運賃転嫁にもかかわらず、公定幅運賃の下限が旧法時の自動認可運賃より下回ったことによる逆転現象を是正させるため、監督官庁より通達を含めた強い指導をさせること。
- 5 運転者の賃金・労働条件向上が利用者利便に直結することに鑑みて、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制度の廃止、運転者負担の見直し、過度な遠距離割引運賃の是正等、賃金制度の改善を事業者に指導すること。
- 6 過度な遠距離割引を公定幅運賃の対象とすること。
- 7 労働条件の改善が前提である改正法の趣旨に照らし、タクシーにおける初乗り距離短縮運賃を安易に認めさせないこと。
- 8 規制改革会議の介入に対して国土交通省は、安全・利便を監督する省庁の責務として、断固たる姿勢で対応すること。
- 9 「タクシー事業適正化法」改正により10月から始まるタクシー運転者の登録制度開始にあわせ、適正化事業実施機関へ運転者団体から役員または委員として参画できるようにすること。

請 願 署 名 欄

氏 名	住 所